

入 札 説 明 書

宮崎県が行う自動車の賃貸借に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約内容 競技力向上推進課で使用する自動車（乗用）の賃貸借
- (2) 台 数 自動車（乗用） 1台
- (3) 仕 様 「仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 この競争入札に係る契約締結の日から令和10年3月31日まで
（賃貸借期間は令和6年7月1日から令和10年3月31日まで）
45か月の長期継続契約とする。
- (5) 納入場所 「仕様書」のとおり
- (6) 契約に係る特約事項

ア この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第6号の規定による契約であり、宮崎県は、（4）の契約期間において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

（ア）本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

（イ）本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る宮崎県の歳出予算額が減額又は削除された場合

（ウ）本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者であると認められた場合

イ 宮崎県は、アの契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

2 競争入札参加資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件を満たすものとする。

ア 県の「競争入札参加資格者名簿」のうち、「サービス（役務の提供）に関する業種」のR-03（賃貸業務-その他）に登載がある者。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有する者であること。

- オ 物品の買い入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- キ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ク この公告の日から開札日までに、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加停止の措置を受けていない者。
- ケ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例18号）第2条第2項に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- ア 提出書類
入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 提出場所
宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県宮崎国スポ・障スポ局総務企画課 総務企画担当
- ウ 提出期限
令和6年4月30日（火）午後5時
- エ 提出方法
持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便に限る。）
- オ 事前審査の実施
入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。
- カ 事前審査結果の通知
事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この通知は審査終了後、入札日までの間に通知する。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県宮崎国スポ・障スポ局総務企画課
- (2) 期間 令和6年4月19日(金)から令和6年4月30日(火)まで
(土曜日及び日曜日を除く。午後9時から午後5時まで)

4 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間

- (1) 場所 3(1)に同じ
- (2) 期間 3(2)に同じ

5 入札説明会及び質問

入札説明会は実施しない。

ただし、本件入札に関する質問については、入札質問書(様式第2号)により令和6年4月25日(木)午後5時まで受け付ける。

なお、入札に関する質問については個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、ホームページ上に掲載する。

- (1) 提出先 宮崎県宮崎国スポ・障スポ局総務企画課 総務企画担当
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先メールアドレス somu-kikaku@pref.miyazaki.lg.jp

6 入札方法

入札に参加する者は、入札書を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 入札者は、入札書(様式第3号)を、8に示す日時及び場所に提出すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、委任状(様式第4号)を提出するほか、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印すること。

なお、入札書の表記金額を訂正することはできない。

- (4) 入札書は、封筒に入れ、密封しなければならない。

7 入札書の記載方法

- (1) 入札金額は、賃貸借期間を45か月とした場合における総額の合計額を入札金額として記載すること。
- (2) 入札金額は、仕様書の条件によって算出すること。
入札金額は、当該業務の履行に要する一切の経費を含めた額とすること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館4階
- (2) 日時 令和6年5月7日(火)午前10時から
- (3) その他
 - ア 入札及び開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
 - イ 開札により落札者がいない場合は再度入札を行う。

9 再度入札

再度の入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札しなかった者
- (3) 11の規定にある無効となる入札をした者

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による場合は、この限りではない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、宮崎県規則第101条第2項各号の規定による場合は、この限りではない。

11 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

(7) 談合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

13 担当部局等

契約に関する事務を担当する部局等は以下のとおりとする。

名 称 宮崎県宮崎国スポ・障スポ局総務企画課 総務企画担当

郵便番号 880-8501

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号 0985(26)0019

14 その他

入札者は、入札後、入札広告等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。